

介護支援専門員・主任介護支援専門員の皆様へのお知らせ

## 介護支援専門員証の更新および介護支援専門員法定研修

(R3.3月時点)

### 1. 介護支援専門員証の有効期間の更新について

- 介護支援専門員証（以下、「証」という。）の有効期間が切れないようご注意ください。
- 証の有効期間を更新するには、証の有効期間内に更新に必要な研修（以下、「更新研修」という。）を修了し、更新申請を行ってください。
- 更新研修を修了しただけでは証は更新されません。更新するためには申請が必要です。  
**(P4 (1) 参照)**
- 証の有効期間内に更新手続がなされなかった場合、有効期間満了後、証は失効します。研修を修了していても証を更新することはできません。
- 証失効後は、介護支援専門員として業務に就くことはできませんが、介護支援専門員登録は残ります。証失効後、再度、介護支援専門員の業務に就くためには、介護支援専門員再研修を修了し、証の交付申請を行ってください。

### 2. 介護支援専門員法定研修について

- 「介護支援専門員法定研修一覧」(P3) および別紙「フローチャート」をご覧ください。受講対象者欄を各自でご確認いただき、該当する研修をご受講ください。
- 介護支援専門員法定研修の受講地は、原則として、登録地の都道府県とされています。やむを得ない事情により登録地以外の都道府県で受講を希望される場合は、希望される都道府県にお問合せのうえ受入れの可否をご確認ください。受入れ可能であれば受講地変更の手続を行っていただけますので、当課までお問合せください。

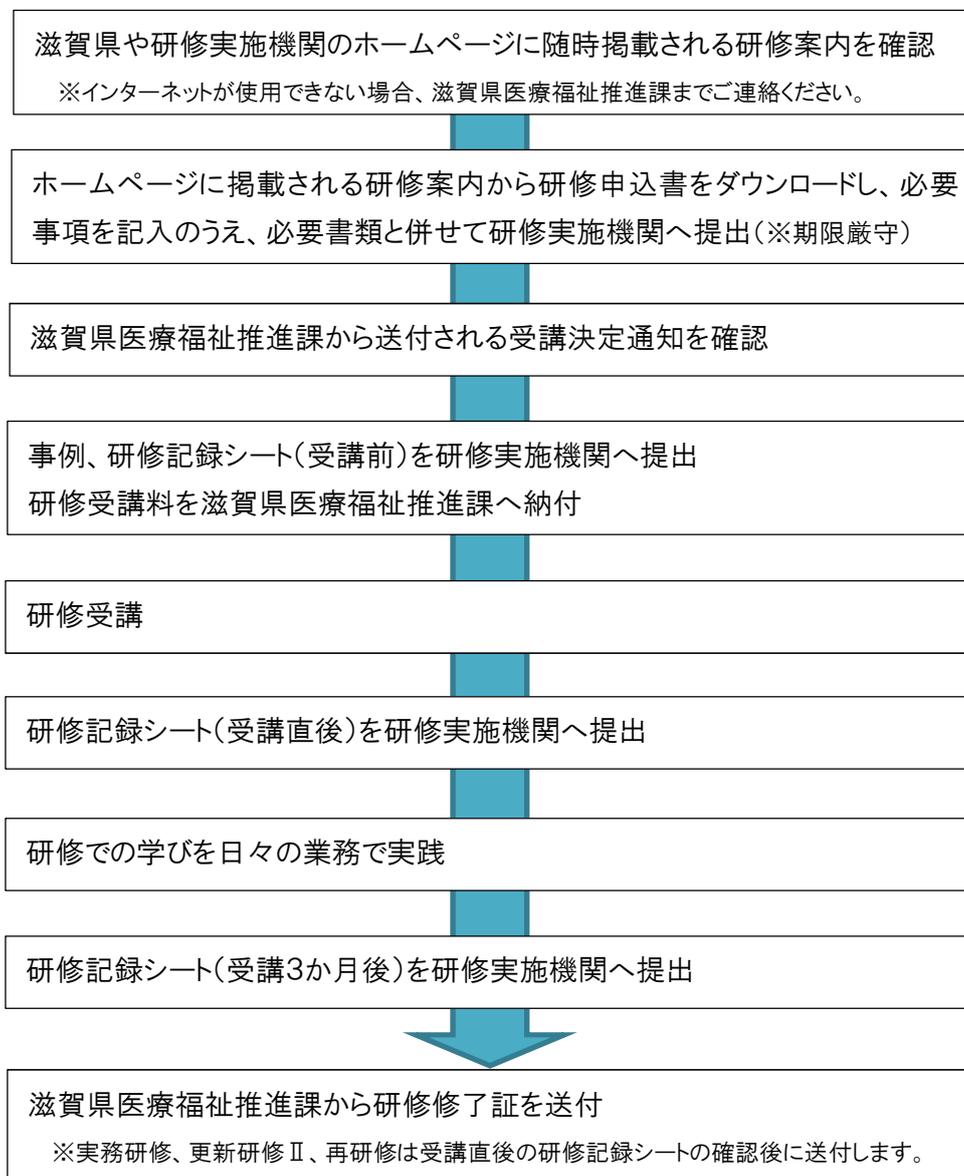
## 【注意事項】

○証の有効期間内に研修を修了し証の更新ができるよう、余裕をもって計画的にご受講ください。

○専門課程Ⅰ、専門課程Ⅱ、主任研修、主任更新研修は、原則として、研修最終日（未修了科目がある場合は補講日も含めた研修最終日）からおおむね3か月後に提出する研修記録シートの確認日が研修修了日となりますので、ご注意ください。（実務研修、更新研修Ⅱ、再研修は受講直後の研修記録シートの確認後となります）。

○研修の全科目を修了した後でなければ、修了証明書は発行できません。

## 【研修申込から修了までの流れ】



【介護支援専門員法定研修一覧（R3.3月時点）】

研修種別		受講対象者	時間	受講料※
実務研修		ケアマネ試験合格者で介護支援専門員登録を受けようとする者	91 時間	43,680 円
現 任 研 修	専門課程Ⅰ	証の有効期間内に実務経験が6ヶ月以上ある <b><u>実務現任者</u></b>	56 時間	26,880 円
	専門課程Ⅱ	証の有効期間内に実務経験が概ね3年ある <b><u>実務現任者</u></b>	32 時間	15,360 円
更 新 研 修 Ⅰ	専門課程Ⅰ	・現任研修の対象に該当しない者であって有効期間が概ね1年以内に満了する <b><u>実務現任者</u></b> ・ <b><u>実務経験者</u></b> (今は現任でないが、証の有効期間内に実務経験がある者)で、有効期間満了日の概ね1年前の者	56 時間	26,880 円
	専門課程Ⅱ	・現任研修の対象に該当しない者であって有効期間が概ね1年以内に満了する <b><u>実務現任者</u></b> ・ <b><u>実務経験者</u></b> (今は現任でないが、証の有効期間内に実務経験がある者)で、有効期間満了日の概ね1年前の者	32 時間	15,360 円
更新研修Ⅱ		証の有効期間内に実務経験がないもので、有効期間満了日の概ね1年前の者	55 時間	26,400 円
再研修		・有効期間満了後に証の交付を受けようとする者 ・登録から5年以上経過後に証の交付を受けようとする者	55 時間	26,400 円
主任研修		主任介護支援専門員の資格の取得する者	70 時間	33,600 円
主任更新研修		主任介護支援専門員の資格を更新する者	46 時間	22,080 円

※受講料のほか、テキスト代が別途かかります。

### 3. 介護支援専門員証の更新手続き

○各種手続きおよび必要様式はホームページに掲載しています。

県民の方 > 健康医療福祉 > 高齢者福祉・介護 > 注目情報「介護支援専門員について」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/306759.html>

○証の更新申請は、研修修了後に行ってください。修了前に申請することはできません。

#### (1) 有効期間の更新

○提出時期

有効期間満了日の1年前から1月前まで

(主任更新研修修了者で置換交付を希望する者は、主任更新研修修了後すみやかに)

○必要書類

- ◇ 申請書 (様式第3号)
- ◇ 滋賀県収入証紙 1,520円分 (申請所定欄に貼付)
- ◇ 写真2枚 (同じ物を2枚、1枚は所定箇所に貼付)
  - ・縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの
- ◇ 研修修了明書の写し
- ◇ 介護支援専門員証の原本 (紛失の場合は紛失届)
- ◇ 別紙申出書 (主任更新研修修了者で置換交付しない方用)
  - ・主任更新研修修了者で置換交付を希望しない場合

#### (2) 登録事項の変更 (氏名・住所に変更があった場合)

○住所変更のみの場合

- ◇ 申請書 (様式第5号)

○氏名変更がある場合 (証未交付者)

- ◇ 申請書 (様式第5号)
- ◇ 戸籍抄本

○氏名変更がある場合 (証交付者)

- ◇ 申請書 (様式第5号の2)
- ◇ 滋賀県収入証紙 1,520円分 (申請所定欄に貼付)
- ◇ 写真2枚 (同じ物を2枚、1枚は所定箇所に貼付)

- ・縦 3cm×横 2.4cm、6 か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの
- ◇ 介護支援専門員証の原本（紛失の場合は紛失届）
- ◇ 戸籍抄本

### **(3) 再交付**（証の紛失・汚損により再交付を受けようとする者）

#### ○必要書類

- ◇ 申請書（様式第 8 号）
- ◇ 滋賀県収入証紙 1,060 円分（申請所定欄に貼付）
- ◇ 写真 2 枚（同じ物を 2 枚、1 枚は所定箇所に貼付）
  - ・縦 3cm×横 2.4cm、6 か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの
- ◇ 介護支援専門員証の原本（紛失以外）

### **(4) 各種手続きにかかる提出先**

○滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係あて

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

○持参または郵送により受け付けています。なお、郵送の場合、**簡易書留または特定記録でのご郵送をお願いします。**

### **(5) その他留意事項**

○更新後の新しい証がお手元に届くまでに、1～2月かかる場合があります。現在の証の写しを取っておき、新しい証が届くまでお手元に控えておいてください。

○修了日が証の有効期間満了日の1月前を過ぎる場合、修了証が届き次第すぐにお手続きいただけるよう、必要書類をあらかじめご準備願います。修了証がお手元に届き次第、至急お手続きください。

○いかなる場合も、証の有効期間を過ぎてからの申請は受け付けることができません。有効期間内に更新手続きをしていただきますようお願いいたします。**(※現在、有効期間が過ぎた場合も、特例で証の更新を可能とする取り扱いとしています。詳しくは別添「研修についての注意事項」をご覧ください。)**

主任介護支援専門員の皆様へのお知らせ

## 主任介護支援専門員の有効期間の更新について

---

### 1. 主任介護支援専門員の更新について

- 主任介護支援専門員（以下、「主任」という。）の有効期間と証の有効期間の、両方の有効期間が切れないようご注意ください。
- 主任の有効期間は、主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を修了することで更新されます。証の有効期間は、更新研修を修了し証の更新申請をすることで更新されます。
- 主任更新研修の修了者は、証の更新研修を修了したとみなされますので、更新研修の受講が免除※されます。
  - ※注意1：免除できない場合あり（置換交付できない者が置換交付する場合（4.）参照）
  - ※注意2：研修を修了しただけでは証は更新されないため、証の更新申請が必要
  - ※注意3：更新研修を修了したとみなされるのは、「主任更新研修」であり、主任の資格を取得するための主任介護支援専門員研修（以下、「主任研修」という。）では更新研修は免除されないため、更新研修を受講する必要があります。
- 主任の有効期間は、主任更新研修を修了した時点で更新されるため手続きは不要です。一方、証の有効期間は、更新するためには更新申請が必要です。
- 主任の更新を希望しない場合、主任の有効期間満了後、主任ではなくなるため手続きは不要です。ただし、介護支援専門員の業務を継続される場合は証の更新手続きが必要です。証の有効期間内に更新研修を修了し、更新手続きを行ってください。
- 主任の有効期間満了後、再度、「主任研修」を修了すると、再度、主任になることができます。

## 2. 「主任研修」および「主任更新研修」の受講要件

### 主任研修の受講要件

利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを修了した者

- ①専任のケアマネとしての従事期間が通算して5年（60ヶ月）以上（管理者との兼務は期間として算定可）
- ②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者（「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知））又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任のケアマネとしての従事期間が通算して3年（36ヶ月）以上（管理者との兼務は期間として算定可）
- ③施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

### 主任更新研修の受講要件

以下の①から⑥のいずれかに該当する者

- ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④日本ケアマネジメント学会等が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤介護支援専門員実務研修に係る実習指導者の実績がある者
- ⑥滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修をアドバイザーとして受講した者

### 3. 主任更新研修修了者の置換交付について

○主任更新研修の修了者は、原則として、証の有効期間を主任の有効期間に置換えることとされています（以下、「置換交付」※という。）。置換交付を希望しない方は、申出書の提出により置換交付しないことが可能です。

※置換交付のしくみ：主任を更新するタイミングで現在の証の有効期間を一部放棄し、そのうえで証の有効期間を更新後の主任の有効期間にそろえて更新する

○置換交付できるのは、主任更新研修の修了者です。（主任研修に置換交付の取扱はない）

○主任の有効期間よりも先に証の有効期間が満了する場合※主任更新研修を修了しても置換交付することができません。

※ 置換交付は証の有効期間を放棄して主任の有効期間にそろえるものであり、主任より先に証の有効期間が満了する場合は放棄できる期間がないため置換交付できない。

○置換交付しない・できない場合であっても、主任更新研修を修了した場合は証の更新研修を受講したとみなされるため、証の更新研修を修了する必要はなく、主任更新研修を修了することで主任と証はそれぞれ更新することができます。（有効期間はそろえることができません）

○置換交付できない者は、次の順に研修を修了することで、置換交付が可能になります。

- ①証および主任の有効期間内に、先に証の更新研修を修了する
- ②証の更新申請を行い、証を更新する。
- ③証の更新後、主任の有効期間内に主任更新研修を修了する
- ④置換交付

※現時点での滋賀県における取扱いです。今後、国の通知等に応じて変更となる場合がございます。